

## トピックス

- 中国「内巻き競争」対策に関し、張国棟弁護士がJETROの取材に応える
- 金誠同達、2026年度チャンバーズ大中華区法律大賞「年間クライアントサービス賞」を受賞

## 法令速報

- 国務院、産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する規定を公布
- 最高人民法院、最高人民検察院、汚職・賄賂刑事案件の法律適用に関する解釈(二)を發布
- 国務院、「反外国不当域外管轄条例」を公布
- 最高人民法院、知的財産権侵害民事紛争事件における懲罰的賠償の適用

## 弁護士コラム

- 多国籍企業の視点から見た直近の中国国務院の反制裁関係新法 2 件 その 2:「反外国不当域外管轄条例」の重要条項の解説及び企業対応策の提言

**中国「内巻き競争」対策に関し、張国棟弁護士がJETROの取材に応える**

中国は世界一の製造業大国であり、世界で最も完全かつ最大規模の工業体系と強大な生産能力を有していますが、一方で中国企業の過当競争問題も極めて深刻です。中国における過当競争は「内巻き競争」とも呼ばれています。中国の内巻き競争は近年一層の激化を見せ、生産過剰、企業利益の縮小、雇用率の低下など、さまざまな経済的・社会的問題を引き起こしています。内巻き競争の激化を抑制するため、中国政府は各種対策を講じ始めています。2025年6月1日に施行された「中小企業代金支払保障条例」もその一つです。

2025年9月、北京金誠同達法律事務所のシニアパートナーである張国棟弁護士は、JETRO(日本貿易振興機構)の取材に応じ、「中小企業代金支払保障条例」の理解と運用に関するコメントを提供しました。JETROは、現地弁護士や専門家へのヒアリング内容も踏まえつつ、反内巻き競争対策実施の難しさ、展望、内巻の中で挑戦を強いられる日本企業が講じ得る対応策についてまとめました(詳細は<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2025/1201/3973804b3d9e9a0a.html> をご参照ください)。

**金誠同達、2026 年度チャンバーズ大中華区法律大賞「年間クライアントサービス賞」を受賞**

2026 年 5 月 15 日、国際的に権威ある法律格付け機関であるチャンバーズ・アンド・パートナーズ (Chambers and Partners) が授賞式を開催し、2026 年度チャンバーズ大中華区法律大賞 (中国法律事務所部門) (Chambers Greater China Region (PRC Firms) Awards 2026) の最終受賞リストを発表しました。金誠同達は、卓越したサービス品質と優れたクライアント評価をもちまして、年間クライアントサービス賞 (Client Service Award of the Year) を受賞しました。

今回の栄誉は、チャンバーズによる金誠同達の専門的サービスに対する高い評価であると同時に、多数のクライアントの長期にわたる信頼と支援の証でもございます。金誠同達は一貫してクライアントの立場に立ち、特定の業務レベルにおいて高水準のサービスを提供するにとどまらず、リソースの統合に長じ、複雑なビジネス活動に対しまして総合的かつ革新的な解決を提供しております。この栄誉は、私どもと共に歩んでくださいますすべてのクライアントに属するものです。今後も引き続き卓越したサービスによって信頼にお応えし、ともに価値を創造してまいります。

**国務院、産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する規定を公布**

2026 年 4 月 7 日、国務院は「産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する国務院の規定」(以下「本規定」という)を公布し、公布の日から施行とした。

本規定に基づき、外国の組織又は個人が正常な市場取引の原則に違反し、中国の国民又は組織との正常な取引を中断し、差別的措置を採る又はその他の行為を実施し、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に対して実質的な損害を与え、又は実質的な損害の脅威を生じさせる場合、国務院の関係省庁は産業チェーン・サプライチェーン安全保障調査を実施する権限を有する。

調査結果に基づき、国務院の関係省庁は、外国の組織又は個人に対して、以下の措置を講じることができる。

- ① 中国との輸出入活動の禁止または制限
- ② 中国国内での投資の禁止または制限
- ③ 中国国内の組織・個人との取引・協力等の活動の禁止または制限
- ④ 関係者・交通運送手段等の中国入国禁止または制限
- ⑤ 関係者の中国国内での就労・滞在・在留資格の取消しまたは制限

これらの措置は、外国の組織または個人が実質的に支配し、またはその設立・運営に参加している組織に対しても適用することができる。

(出典: [https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7064837.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm))

**最高人民法院、最高人民検察院、**

**汚職・賄賂刑事事件の法律適用に関する解釈(二)を發布**

2026 年 4 月 10 日、最高人民法院及び最高人民検察院は共同で「汚職・賄賂刑事事件の取り扱いにおける法律適用に関する若干の問題の解釈(二)」(以下「本解釈」という)を發布し、5 月 1 日より施行とした。本解釈の主な内容は以下のとおりである。

1、単位収賄罪、単位賄賂罪等の有罪・量刑基準を一層明確化し、斡旋収賄、賄賂仲介、公金流用等の認定ルールを整備し、特定財物の真贋鑑定及び価格認定ルールを充実させ、期待収益型収賄の金額認定ルールを細分化し、新たな形態の隠蔽的汚職に対する取り締まりを法に基づき強化する。

2、非国家工作人員収賄罪、対非国家工作人員贈賄罪、職務横領罪、資金流用罪の有罪・量刑基準を、それぞれ収賄罪、贈賄罪(単位賄賂罪)、汚職罪、公金流用罪の有罪・量刑基準を準用することを明確化し、各所有制の企業に対する法に基づく平等な保護を徹底する。

3、積極的な贓物返還の認定規則を整備し、犯罪者による積極的な贓物返還を奨励し、損害結果の発生を回避・軽減する。違法所得の追徴ルールを整備し、違法所得の追徴を強化する。

(出典：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/497181.html>)

### 国務院、「反外国不当域外管轄条例」を公布

2026年4月13日、国務院は「中華人民共和国反外国不当域外管轄条例」(以下「本条例」という)を公布し、公布の日から施行とした。

本条例によれば、国務院法治担当省庁(司法部)は他の関係機関と共同で、外国による不当な域外管轄措置の識別業務を行う。識別の結果、当該措置が外国の不当域外管轄措置に該当すると認められた場合、国務院担当省庁はこれを公告することができる。

いかなる組織、個人も、外国の不当域外管轄措置を実行し、又はその実行に協力してはならない。外国の不当域外管轄措置を実行し、又はその実行に協力することにより、中国の国民、組織の合法的權益を侵害した場合、当該中国の国民、組織は法に基づき裁判所に訴訟を提起し、侵害の停止及び損害賠償を求めることができる。

国務院法治担当省庁は、外国の不当域外管轄措置を実行し、又はその実行に協力する組織、個人に対し、外国の不当域外管轄措置の実行を禁止する決定(以下「実行禁止令」という)を下すことができる。関係する組織、個人は実行禁止令を遵守しなければならない。実行禁止令に違反した場合、国務院の関係省庁は是正を命じ、政府調達、入札募集及び関係貨物・技術の輸出入又は国際サービス貿易等活動の禁止又は制限、中国国外からのデータ・個人情報の受領又は中国国外へのデータ・個人情報の提供の禁止又は制限、中国出入国及び中国国内における滞在・在留の禁止又は制限、罰金の科処等の措置を講じることができる。

(出典：[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7065398.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm))

### 最高人民法院、知的財産権侵害民事紛争事件における懲罰的賠償の適用

#### に関する解釈を発表

2026年4月20日、最高人民法院は「知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する若干の問題の解釈」(以下「本解釈」という)を發布し、2026年5月1日より施行とした。本解釈のうち、企業が注目すべき内容は主に以下のとおりである。

1、知的財産権民事訴訟において、原告は原則として第一審の口頭弁論終結前までに懲罰的賠償の請求

を提出しなければならない。

2、法律に別段の定めがある場合を除き、不正競争行為に関して、原告は、被告が故意をもって営業秘密侵害行為を実施した場合に限り、懲罰的賠償を請求することができる。

3、被告の違法所得又は侵害による利得を懲罰的賠償の計算の基礎とする場合、営業利益を準用して確定することができる。被告が知的財産権の侵害を業としている場合、売上利益を準用して計算することができる。利益率が確定できない場合、統計当局、業界団体等が公表した同時期・同業界の平均利益率又は権利者の利益率を準用して計算することができる。

(出典:<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/497911.html>)

## 多国籍企業の視点から見た直近の中国国務院の反制裁関係新法 2 件

### その 2:「反外国不当域外管轄条例」の重要条項の解説及び企業対応策の提言

弁護士 楊諾

近年、世界の技術競争は一層激化している。「ロングアーム管轄」や一方的制裁などによる多国籍企業のサプライチェーンへのインパクトがますます増大している。2026 年 4 月、中国では反制裁に関する二つの重要な行政法規(日本の政令に相当するもの)が相次いで公布され、社会の広い関心を集めた。そのうち、一つは「産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する国務院の規定」<sup>1</sup>(国務院令第 834 号、以下「規定」という)、もう一つは「中華人民共和国反外国不当域外管轄条例」<sup>2</sup>(国務院令第 835 号、以下「条例」という)である。両法規の策定は、中国がサプライチェーンの安全保障および「ロングアーム管轄」対抗の分野において、「識別—遮断—対抗—救済」からなる一貫した制度設計が構築され、中国における多国籍企業の事業活動に深い影響を与えると見られている。

本シリーズでは、多国籍企業の実務の視点から、両法規の重要条項および協同のロジックを詳細に分析し、重要なリスクを特定するとともに、実行可能なコンプライアンス対応策を検討する。本稿は本シリーズの第 2 弾として、「中華人民共和国反外国不当域外管轄条例」の重要条項を解説した上で、多国籍企業の対応策について提言する予定である。

#### 一、「条例」の核心条項の分析

##### (一)第 4 条:中国の域外管轄権の宣示と「適切な関連」基準

「条例」第 4 条は、中国政府が「中国と適切な関連性を有する行為」に対して域外管轄措置を講じる権限を有することを規定する。中国に生産拠点、研究開発センター、販売ネットワークを有する多国籍企業にとって、そのグローバルな事業活動はほぼ不可避免的に中国との「適切な関連性」を有する。例えば、製品またはサービスが中国の原材料・技術に関係する場合、取引当事者の一方が中国のエンティティである場合、取引の対象物または関連データが中国国内に位置する場合、または当該取引が中国市場や中国のサプライチェーンに実質的影響を与える場合などが挙げられる。これらはいずれも中国政府による管轄権主張の発動要件となり得る。

<sup>1</sup> [https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7064837.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm)

<sup>2</sup> [https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7065398.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm)

同条第2項は、外国国家が中国の管轄権の対象である同一の行為について管轄権を主張する場合、国際法および国際関係の基本原則を遵守する前提で、「条約の締結、外交ルートまたは管轄当局間の協議等を通じて解決する」と規定する。これは、中国と米国、日本などが同一の行為について管轄権を競合的に主張する場合、外交または管轄当局の協議により解決することを意味し、多国籍企業が複数法域の法的衝突に直面する場合の一定の緩衝の余地を提供する。ただし、協議が成立するまでの間、企業は中国法および本「条例」に従う必要があり、中国法に違反するおそれのある外国の指令を独自に実行してはならない。総じて、第4条は宣示的意義が強いとはいえ、後続の第6条(識別基準)および第8条(悪意のあるエンティティリスト)等の制度適用の原則的根拠を提供する。

## (二) 第6条: 不当な域外管轄措置の識別メカニズムと実行禁止義務

「条例」第6条は、不当な域外管轄の識別メカニズムを中心とする。条文によれば、国务院の法治担当省庁は関係機関と共同で識別業務を実施し、その過程において調査や協議を行うことができる。また、いかなる組織および個人も、国务院の法治担当省庁または関係機関に対して識別の提案を行う権利を有する。さらに、本条は識別における判断基準を明確にしている。すなわち、①当該域外管轄措置が国際法および国際関係の基本原則への違反の有無、②当該措置と当該外国との間の適切な関連性の有無、③当該措置が中国の主権、安全および発展利益への危害の有無、中国の国民・組織の合法的権益への侵害の有無、④その他考慮すべき要素、である。識別の結果、不当な域外管轄措置と認定された場合、国务院法治担当省庁は関係機関とともにこれを公告することができる。

本条は「条例」の最も重要な条項の一つであり、中国が外国の不当な域外管轄措置を識別し対処するための手続的枠組みを構築するものである。四つの判断要素は、当該措置の「不当性」を総合的に評価する基準であり、いわゆる「ロングアーム管轄」の判断とも整合する。特に第②項の「当該行為と外国との間の関連の適切性」は、一部の国による内国法の過度な域外適用を直接的に問題視するものである。例えば、特定の国の輸出管理規則を外国主体に適用する場合、その適切性は、同国の主体、同国由来の技術や成分が当該取引における関与度等を総合的に考慮し、当該管轄主張が合理的範囲を超えるか否かにより判断される。

さらに、本条は阻断措置および免除制度を確立している。特定の外国措置が不当な域外管轄と認定された場合、国务院法治担当省庁は公告を発し、いかなる組織および個人も当該措置を実行またはその実行を支援してはならないよう命令することができる。他方、同条では免除のルートも設けられており、やむを得ず実行する必要がある場合には、国务院法治担当省庁に申請し、承認を得た範囲内で実行することができる。この免除制度は条例の柔軟性を確保し、企業に対して一定の救済手段を提供する。

## (三) 第8条: 悪意のあるエンティティリスト制度

「条例」第8条は、同条例において最も強力な制裁手段である悪意のあるエンティティリスト制度を設定した。すなわち、国务院の関係省庁は、「外国の不当な域外管轄措置の実施を進め、または実施に関与した外国の組織および個人を悪意のあるエンティティリストに掲載することができる」上で、「反外国制裁法」等に基づき報復措置および制限措置を講じることができる。既存の「信頼できないエンティティリスト」が主として中国の国家安全保障及びサプライチェーンの安全保障を害する主体を対象とするのに対し、悪意のあるエンティティリストは専ら不当な域外管轄措置の実施の推進者または実施の関与者を対象としており、これが両リストの違いである。

本条に列挙される報復措置は9種類に及び、その範囲は極めて広い。人的移動の制限(査証、入国、出国)、財産の凍結(各種財産の差押え、押収、凍結)、貿易制限(輸出入の禁止、投資の禁止、取引・協力の

禁止)から過料まで、多層的な制裁体系を形成する。特に注目すべきは、第(四)号において「中国国内の組織および個人によるデータ・個人情報の提供、ならびに関連取引・協力の禁止または制限」が報復措置の一種として明示されている点である。これは、リスト掲載主体が中国国内のデータ資源にアクセスできなくなる可能性を意味し、中国市場のデータに依存する企業に重大な影響を与える。

特に要注意な点として、第8条第3項は制裁の貫通性を明確に規定した。すなわち、「前項に定める措置は、悪意のあるエンティティリストに掲載された組織・個人が実質的に支配し、または設立・運営に関与した組織にも適用され得る」という内容である。この規定は、「規定」第15条第3項および「反外国制裁法」第5条第(四)号の趣旨を踏襲している。したがって、外国の企業が悪意のあるエンティティリストに掲載された場合、その中国国内外の合併会社、完全子会社、駐在員事務所等についても、「実質的支配または設立・運営への関与」が認定されれば、同様の報復措置が連带的に適用される可能性がある。

#### (四)第13条:実行禁止令制度

「条例」第13条が創設した実行禁止令制度は、強い直接的な効果を有する条項である。外国の不当な域外管轄措置を実行またはその実行を支援した組織および個人に対し、國務院法治担当省庁は直接に実行禁止の決定を行うことができる。すなわち、仮に外国の政府機関が中国企業に不利な措置を打ち出した場合であっても、当該措置が「不当な域外管轄」に該当すると認定されれば、中国国内のいかなる組織および個人もその実行を行ってはならない。これに違反した場合、行政処罰のみならず刑事責任を問われる可能性がある。

### 二、 多国籍企業の主要リスクとコンプライアンス上の課題

産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する國務院の規定、「反外国不当域外管轄条例」の施行により、多国籍企業は多層的なコンプライアンス上の課題に直面する。主なリスクのシーンを以下整理する。

リスク一:二重コンプライアンス衝突の激化。外国の輸出管理規則、各種制裁措置等は、中国の「規定」および「条例」と直接衝突する可能性がある。多国籍企業は「外国法の強制力」を理由として中国法上の責任を無条件で免れることはできない。仮に多国籍企業が他国の一方的制裁や強制命令を受け、中国サプライヤーへの支払の遅延、受領拒否、契約終了などを講じる場合は、中国法上のリスクを同時に検討する必要がある。

リスク二:グループ企業の貫通的連帯責任。中国における外資独資企業、合併会社、代表処等は、国外の親会社による「実質的支配または設立・運営への関与」の対象として認定される場合、連帯して中国の制裁対象となる可能性がある。

リスク三:データ越境移転に対する二重規制。国外の親会社が、中国現地法人に対して、中国制裁の対象やセンシティブな業界に関するサプライチェーンのデータ、取引記録、技術情報等の提供を要求する場合、既存の中国「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」の一般要件に加え、「規定」第13条および「条例」第8条第(四)号の特別規制にも注意が必要である。特に、「条例」第8条により、悪意のあるエンティティリストに掲載された者へのデータ提供は禁止される可能性がある。

リスク四:サプライチェーン情報収集とデューデリジェンスのコンプライアンスリスク。多国籍企業が母国のコンプライアンス要請や顧客監査に対応するために、中国サプライヤーに関する情報を体系的に収集・整理する行為は、中国の関係法令に従う必要があり、さもなければ、中国当局により「産業チェーン・サプライチェーンに関する調査等の情報収集活動」と認定される可能性がある。その結果、「規定」第13条の適用対象となる。

リスク五：悪意のあるエンティティリスト及び実行禁止令の厳しい罰則。「条例」第 8 条の悪意のあるエンティティリストに掲載された場合、または第 13 条の実行禁止命令に違反した場合、企業の中国における投資、取引、協力、データ取得はいずれも実質的に遮断される可能性があり、また、役員の中国入国および滞在資格も制限され、中国における生産運営、技術開発、市場開拓は全面的に阻害され、ブランドバリューやビジネス関係にも重大な影響が及ぶ可能性がある。

### 三、 多国籍企業の対応戦略

複雑化・厳格化する二重規制体系に対応するため、多国籍企業は制度レベルで包括的なコンプライアンス枠組みを構築する必要がある。具体的、以下のとおり提言する。

第一に、中国におけるサプライチェーンのコンプライアンス体制を再点検し、サプライチェーン構造を整理する。内部評価メカニズムを構築し、中国関係当局が策定する産業チェーン・サプライチェーンの重要分野リスク、不当域外管轄措置リストを継続的にフォローすることを通じて、中国における事業運営が中国法規に適合するよう確保する。特に、仮に外国法と中国法の衝突が起きた場合、中国法の専門意見を速やかに取得するよう推奨する。必要に応じて、「条例」第 6 条に基づき免除申請を検討する。

第二に、情報収集およびデータ越境移転を慎重に管理する。国外の親会社が制裁対象者に関するデータ提供を要求する場合、中国子会社はデータ提供の前に、データ移転の適法性および潜在リスクを全面的に評価する必要がある。

第三に、グローバル統合型のコンプライアンス報告および緊急対応体制を整備する。特定の地域における個別の取引が、表面的にはローカルな法的問題であっても、グローバルな法的問題に発展する可能性があることを認識する必要がある。内部報告体制を整備し、各地域の業務における各国の法律の潜在的衝突を本社コンプライアンス部署が迅速に把握し、適時に対応できるようにする。

最後に、今後の実施細則およびリストの動向を継続的に注視する。「規定」および「条例」は原則的規定が多く、今後、国务院の関係省庁が具体的な実施細則や運用ガイドラインを制定する可能性がある。これらの動向を持続的にウォッチし、コンプライアンス戦略を適時に調整する必要がある。

今般の「規定」と「条例」からの示唆として、中国で事業を行う多国籍企業にとっては、中国の新規制をグローバルコンプライアンス体制に組み込み、中国の対抗・阻断に関する法的ロジックを正確に理解することが不可欠である。これにより、複雑化する国際環境の中で安定的な経営を実現することが可能となると言えよう。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>